

# 修繕仕様書

1 修繕名

2 履行場所

3 履行期間 契約日から 平成 年 月 日まで

4 修繕内容

浴槽設置 1台  
バランス釜設置 1台

器具表

浴槽	・FRP製 800型（エプロン付） ・BL認定品 ・付属品 巻ふた
ふろ釜	・バランス形（外装SUS製） ・追だき付 シャワー同時使用可能型 ・給排気方式 BF-W式 ・給湯能力 6.5号以上 ・BL認定品 ・グリーン購入法適合品 ・付属品 遮熱板、釜脚外1式

特記

1. ふろ釜設置は「ガス消費機器設置工事監督者（LPGは液化石油ガス設備士）」が監督し、作業終了後表示ラベルを貼付ける。
2. 強化ガスホースの接続は、「ガス可とう管接続工事監督者」の下で行う。
3. ふろ釜設置後、試運転調整（水張り試験、着火試験、燃焼試験、ガス調整）を行い、確認書を提出する。
4. 作業終了後は清掃を行う。
5. 長期使用製品安全点検制度による「所有者票」を提出すること。

5 その他

- (1) 乙は、各月末日までに完了した業務について、翌月10日までに、「修繕完成通知書及び自社検査結果報告書」及び「完成写真」を提出し、甲に報告するものとする。ただし、3月分は3月31日までに報告するものとする。
- (2) 完成写真は修繕内容が確認できるよう撮影（機器の取付け状況）し、A4アルバムに綴じて提出すること。
- (3) 廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に適合するよう処理すること。
- (4) 本仕様書に定めなき事項は、本市職員と協議の上決定する。

市営住宅等に設置されている設備により、適宜仕様書を変更すること。

# 修 繕 仕 様 書

1 修繕名	浴槽等修繕
2 履行場所	区
3 履行期間	契約日から 平成 年 月 日まで

## 4 修繕内容

浴槽設置            1 台  
 バランス釜設置    1 台

### 器具表

浴槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ FRP製 800型 (エプロン付)</li> <li>・ BL 認定品</li> <li>・ 付属品 巻ふた</li> </ul>
ふろ釜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バランス形 (外装SUS製)</li> <li>・ 追だき付 シャワー同時使用不可型</li> <li>・ 給排気方式 BF-DP式</li> <li>・ 給湯能力 5.0号以上</li> <li>・ BL 認定品</li> <li>・ グリーン購入法適合品</li> <li>・ 付属品 給排気筒 遮熱板、釜脚外1式</li> <li>・ 給排気筒貫通口穴あけ 160φ以上 (既設貫通口がある場合は、160φ以上に拡大)</li> </ul>

### 特記

1. ふろ釜設置は「ガス消費機器設置工事監督者 (LPGは液化石油ガス設備士)」が監督し、作業終了後表示ラベルを貼付ける。
2. 強化ガスホースの接続は、「ガス可とう管接続工事監督者」の下で行う。
3. ふろ釜設置後、試運転調整 (水張り試験、着火試験、燃焼試験、ガス調整) を行い、確認書を提出する。
4. 作業終了後は清掃を行う。
5. 長期使用製品安全点検制度による「所有者票」を提出すること。

## 5 その他

- (1) 乙は、各月末日までに完了した業務について、翌月10日までに、「修繕完成通知書及び自社検査結果報告書」及び「完成写真」を提出し、甲に報告するものとする。ただし、3月分は3月31日までに報告するものとする。
- (2) 完成写真は修繕内容が確認できるよう撮影 (機器の取付け状況) し、A4アルバムに綴じて提出すること。
- (3) 廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に適合するよう処理すること。
- (4) 本仕様書に定めなき事項は、本市職員と協議の上決定する。

市営住宅等に設置されている設備により、適宜仕様書を変更すること。

# 修繕仕様書

1 修繕名	浴槽等修繕
2 履行場所	区
3 履行期間	契約日から 平成 年 月 日まで
4 修繕内容	
浴槽設置 1台 バランス釜設置 1台	
器具表	
浴槽	・FRP製 800型 (エプロン付) ・BL認定品 ・付属品 巻ふた
ふろ釜	・バランス形 (外装SUS製) ・追だき付 シャワー同時使用可能型 ・給排気方式 BF-D式 ・給湯能力 6.0号以上 ・BL認定品 ・付属品 遮熱板、釜脚外1式
特記	
1. ふろ釜設置は「ガス消費機器設置工事監督者 (LPGは液化石油ガス設備士)」が監督し、作業終了後表示ラベルを貼付ける。 2. 強化ガスホースの接続は、「ガス可とう管接続工事監督者」の下で行う。 3. ふろ釜設置後、試運転調整 (水張り試験、着火試験、燃焼試験、ガス調整) を行い、確認書を提出する。 4. 作業終了後は清掃を行う。 5. 長期使用製品安全点検制度による「所有者票」を提出すること。	
5 その他	
(1) 乙は、各月末日までに完了した業務について、翌月10日までに、「修繕完成通知書及び自社検査結果報告書」及び「完成写真」を提出し、甲に報告するものとする。ただし、3月分は3月31日までに報告するものとする。 (2) 完成写真は修繕内容が確認できるよう撮影 (機器の取付け状況) し、A4アルバムに綴じて提出すること。 (3) 廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に適合するよう処理すること。 (4) 本仕様書に定めなき事項は、本市職員と協議の上決定する。	

市営住宅等に設置されている設備により、適宜仕様書を変更すること。